

(添付資料1)

百十八年三田会規約

【第一章 総則】

第1条 本会は百十八年三田会と称する。

本会は慶應連合三田会に所属する組織である。

第2条 本会の連絡先は事務局長とする

第3条 本会は目的達成のため下の事業を行う。

- 1、会員相互の連絡を図る事業，会員名簿の作成，
ホームページの運営，総会の開催
- 2、その他本会の目的達成のため必要な事業
但し、その事業の為の組織は別途定める

【第二章 会員及び本会の解散】

第4条 本会は昭和52年3月慶應義塾大学卒業の者及び、
昭和51年9月通信教育学部卒業の者及びそれに準ずる者を以て会員とする。

第5条 本会の会員は前条の者をもって構成し、そして本会の会員は終身会員である。

第6条 本会は以下の事由に因って解散する。

- 1、会員が全て死亡した時
- 2、第13条で言う総会の決議があった時

第7条 解散決議は前条で言う総会において四分の三以上の承諾がなければならない。

【第三章 役員及び幹事】

第8条 本会には以下の役員及び幹事をおくことを原則とする。

代表1名，副代表1名，事務局長1名，役員若干名，幹事若干名

第9条 代表は会務を統轄し，本会を代表する。

第10条 役員任期は選出された総会から次の総会までとすることを原則とする。

但し、重任を妨げない。

第11条 役員は総会において承認される事を原則とする。

代表，副代表，事務局長は役員互選により決定する。

幹事は役員会の指名により決定する。

【第四章 会議】

第12条 本会には総会，役員会，幹事会をおくことを原則とする

第13条 総会は本会の最高意思決定機関である。

第14条 総会は百十八年三田会の全会員を以て組織する

- 第 15 条 総会は委任状を含む全会員の 30 分の 1 以上の出席を要し、
議決にあたっては出席者の過半数の賛成を要す。
但し可否同数の時は議長がこれを決する。
- 第 16 条 総会は適当期間を置き開催する事を原則とし、今総会と直前総会間の活動報告、
並びに会計報告の承認を行う。
- 第 17 条 総会は代表が招集する。但し、役員会は総会招集の請求を代表にする事ができる。
- 第 18 条 臨時総会は必要ある場合に随時之を招集する。
- 第 19 条 (甲) 定時総会招集の通知は開催日より 30 日以前に各会員に通知する事を要する。
(乙) 前項の通知には会議の目的たる事項を記載する事を要する。
(丙) 臨時総会の通知は開催日より 20 日以前に各会員に通知する事を要する。
- 第 20 条 総会の議長は各総会毎にこれを選出する。
- 第 21 条 役員会は本会の運営について協議・遂行する。
役員会は役員によって組織され、幹事及び会員は必要に応じ誰でも参加できる。
役員会は代表又は事務局長が招集する。
役員会の議長は代表又は事務局長がこの任にあたる。
- 第 22 条 幹事会は本会の運営について役員会を補佐する。
幹事会は事務局長・幹事によって組織され、役員及び会員は必要に応じ誰でも参加
できる。
幹事会は事務局長が招集する。
幹事会の議長は事務局長がこの任にあたる。

【第五章 会 計】

- 第 23 条 本会の経常費は卒業準備金の剰余金・臨時会費・事業等の剰余金
・補助金及び寄付金等をもってこれにあてる。
- 第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 25 条 会計は役員会がこれを管理する。
役員会にて指名し幹事会にて承認した監査役がこれを監査する。
- 第 26 条 会計は総会において会計報告をなし、その承認を得なければならない。

【第六章 改 正】

- 第 27 条 この規約の改正は役員会が発議し、総会においてその承認を得なければならない。
- 第 28 条 平成 20 年 5 月 19 日より本規約は効力を発する。